

滋賀県感染症予防計画の 実施状況について

滋賀県健康医療福祉部健康危機管理課

令和7年5月22日

各種体制確保にかかる目標の達成状況について①(連携協議会の目的)

平時の連携協議会の目的

感染症法により、都道府県に設置する連携協議会は、

①予防計画の実施状況

(医療提供体制を始めとした各種体制の確保に係る目標等の進捗・実施状況)

②予防計画の実施に有用な情報

を共有し、構成員の連携協力体制を構築することが求められる。

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）

第10条
の2

都道府県は、感染症の発生の予防及びまん延の防止のための施策の実施に当たつての連携協力体制の整備を図るため、都道府県、保健所設置市等、感染症指定医療機関、診療に関する学識経験者の団体及び消防機関その他の関係機関により構成される協議会(以下、「都道府県連携協議会」という。)を組織するものとする。

第2項

都道府県連携協議会は、その構成員が相互の連絡を図ることにより、都道府県及び保健所設置市等が定めた予防計画の実施状況及びその実施に有用な情報を共有し、その構成員の連携の緊密化を図るものとする。

I 計画改定の趣旨

改正感染症法により都道府県連携協議会や医療措置協定等の仕組みが整備されたほか、新型コロナウイルス感染症の対応時の経験を踏まえ、「保健所・衛生科学センターの体制整備」「協定による検査体制・医療提供体制・宿泊施設の確保」「移送体制の強化」「外出自粛対象者の療養環境整備」「人材養成・資質の向上」等、新興感染症に的確に対応できるように全面的に改定を行う。

II 計画の位置づけ

- 感染症法第10条に基づく法定計画
- 当計画と医療法に基づく滋賀県保健医療計画、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく滋賀県新型インフルエンザ等対策行動計画、保健所設置法等の大津市の予防計画、地域保健法における基本指針に基づく保健所や衛生科学センターの健康危機対処計画と整合性を確保し、感染症対策を総合的かつ計画的に推進する。

III 計画の構成

- 第1【充実】感染症の予防の推進の基本的な方向
第2【充実】感染症の発生の予防およびまん延の防止のための施策
第3【充実】感染症の病原体等に関する情報の収集、調査および研究
第4【充実】病原体等の検査の実施体制および検査能力の向上
第5【充実】感染症に係る医療を提供する体制の確保
第6【新規】感染症の患者の移送のための体制の確保
第7【新規】感染症に係る医療を提供する体制等の確保に係る目標
第8【新規】宿泊施設の確保
第9【新規】外出自粛対象者の療養生活の環境整備
第10【新規】感染症の予防またはまん延防止のための総合調整・指示の方針
第11【新規】感染症対策物資等の確保
第12【新規】感染症に関する啓発および知識の普及ならびに感染症の患者等の人権の尊重
第13【新規】感染症の予防に関する人材の養成および資質の向上
第14【新規】感染症の予防に関する保健所の体制の確保
第15【新規】特定病原体等を適切に取り扱う体制の確保
第16【充実】緊急時における感染症の発生の予防およびまん延の防止、病原体等の検査の実施ならびに医療の提供のための施策(国と地方公共団体および地方公共団体相互間の連絡体制の確保を含む。)
第17【充実】その他感染症の予防に関する重要事項

前回計画から【充実】させる項目
前回計画から【新規】追加の項目

IV 計画の主なポイント

Point3 検査の実施体制の整備・確保【第4・第7】

- 段階に応じた衛生科学センターや民間検査機関等の役割の明確化
→ 衛生科学センターが主体となって検査を実施。
→ 流行初期(公表1カ月後)・流行初期以降(公表6カ月後)
→ 公表1カ月後時点では、衛生科学センター、協定を締結した一部の医療機関・民間検査機関で検査を実施。
→ 公表6カ月後時点までに、衛生科学センター、協定を締結した全ての医療機関・民間検査機関で検査を実施。
※衛生科学センターの検査体制は、医療機関や民間検査機関の検査体制充実後、ゲノム解析等の調査研究に注力する体制にシフト。

- 段階に応じた保健所の役割の明確化
医療機関・民間検査機関の検査体制充実まで
→ 濃厚接触者の検体採取・医療機関に検体提出を求める等の行政検査を実施。
→ 検査を実施しない発熱外来医療機関で採取された検体を衛生科学センターや検査措置協定先の医療機関、民間検査機関に搬送。
医療機関・民間検査機関の検査体制充実後
→ 衛生科学センターで実施したゲノム解析等の情報を活用して、施設におけるまん延防止対策を推進。

- 地域検査センターの設置
医療機関での発熱外来ひっ迫の緩和および検査等の業務量軽減・保健所での濃厚接触者の検体採取業務等のひっ迫を緩和するため、軽症患者や濃厚接触者の検査を行うセンターを各二次医療圏域に設置。

衛生科学センターの体制整備にかかる目標

検査実施能力	流行初期 (公表後、1カ月以内)	流行初期以降 (公表後6カ月以内)
1日あたり核酸検出検査実施可能件数	420 件/日	420 件/日
検査機器の数		
リアルタイムPCR	現在保有台数 3台	整備目標台数 6台
ゲノム解析実施可能件数		
1週間当たり実施可能件数	現在実施可能件数 30 件/週	目標値 100 件/週

医療機関・民間検査機関にかかる検査体制の確保にかかる目標

検査実施能力	流行初期 (公表後、1カ月以内)	流行初期以降 (公表後6カ月以内)
1日あたり核酸検出検査可能件数	180 件/日	4080 件/日
医療機関		
民間検査機関		

Point5 移送・搬送体制の役割分担と強化【第6】

○症状や重症度に応じた役割分担の明確化	重症・中等症	軽症	無症状	要配慮	外来受診・送付
県庁・保健所 大津市移送所	×	○	○	○	○
民間救急車	△	○	○	○	○
タクシー 介護タクシー等	×	○	○	○	○
消防救急車	移送能力を超える場合:△(移送困難) 緊急性が高い場合:○(救急搬送)				×

- 公表期間中には、県が手配する車両を最大31台体制に(公表期間前3台体制から大幅に体制強化を実施)
- 消防機関と新興感染症に対応した対応した移送協力に関する協定を締結

Point1 滋賀県感染症対策連携協議会の設置【第1】

○法10条の2に基づき、「滋賀県感染症対策連携協議会」を設置し、「平時から」県だけでなく、保健所設置市の大津市、感染症指定医療機関、消防機関、医療福祉関係団体、高齢者施設の団体等が連携して、感染症有事の対策を検討。毎年1回以上開催し、連携強化を図るとともに、PDCAサイクルを通じて、予防計画で定める感染症対策を着実に進めていく。

滋賀県感染症対策連携協議会構成員表

区分	所属	区分	所属
都道府県	滋賀県	滋賀県医師会	
保健所設置市	大津市	滋賀県病院協会	
	市立大津市民病院	滋賀県歯科医師会	
	済生会滋賀県病院	滋賀県薬剤師会	
	公立甲斐病院	滋賀看護協会	
医療機関	近江八幡市立総合医療センター	関係団体	滋賀県臨床検査技師会
	彦根市立病院		滋賀県老人福祉施設協議会
	長浜赤十字病院		滋賀県介護サービス事業者協議会連合会
	高島市民病院		滋賀県児童成人福祉施設協議会
	滋賀県立総合病院		市民会
学識経験者	滋賀医科大学		町村会
消防機関	消防長会		保健所長会

○県が進める医療福祉拠点構想における医療福祉センター機能を有する施設(県が供用予定)において、県感染症対策主管課は医療福祉関係団体等と、平時から「顔の見える関係」を築いていく。

Point2 保健所・衛生科学センターの体制整備【第2・第3・第7・第13・第14】

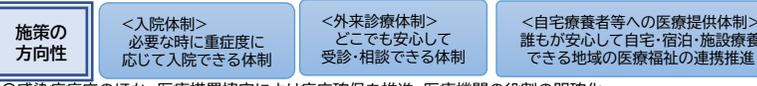
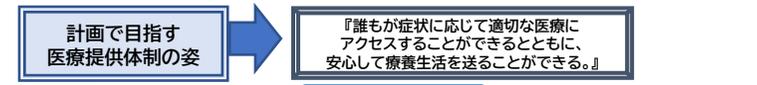
○保健所は、必要な情報の収集、分析、対応策の企画立案・実施、リスクコミュニケーション等を行う感染症対策の中核的な機関であることから、県は、「平時から」必要人員の確保や設備等の整備を実施。また、保健所は感染症有事に速やかに体制移行できるよう、業務継続計画、指揮命令系統や受援体制等を明確にする健康危機対処計画を策定。外部人材であるIHEAT要員の登録を推進し、感染症有事に即戦力となるよう、平時から研修や訓練を実施。

○地方衛生研究所である衛生科学センターは感染症の「技術的かつ専門的な機関」として、試験検査、ゲノム解析による感染源の特定や感染経路の推定等の調査研究、専門研修、疫学情報の発信等、重要な役割を果たせるよう、県は「平時から」必要人員の確保、老朽化した施設・整備の更新等の取組を実施。衛生科学センターは、平時から技術職員への人材育成を実施し、業務継続計画、感染症有事の際の指揮命令系統や受援体制等を明確にする健康危機対処計画を策定。



Point4 医療提供体制の確保【第5・第7・第10】

○新興感染症発生・まん延時の医療提供の考え方を整理

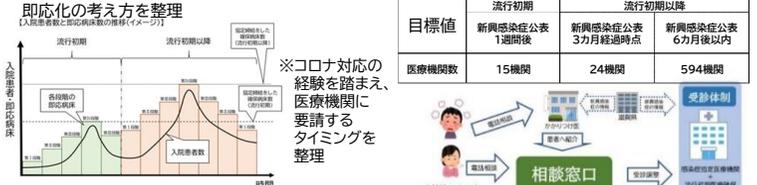


○感染症病床のほか、医療措置協定により病床確保を推進、医療機関の役割の明確化

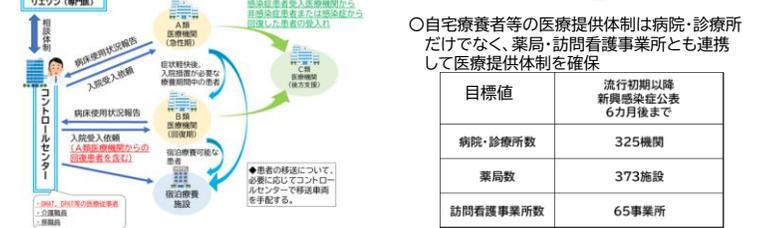
目標値	流行初期 新興感染症公表 1週間後	流行初期以降 新興感染症公表 6カ月後時点
病床数	246床	466床
(患者) 感染症病床	34床	34床
合計	280床	500床
重症病床数	31床	52床

	対応症例	重症	中等症Ⅱ	中等症Ⅰ	軽症・無症状	療養期間 超過済	一般患者・救急患者
第一種指定指定医療機関(A類)※1	◎	◎	○	○	○	×	-
第一種指定指定医療機関(B類)※2	△	○	○	○	○	×	-
後方支援医療機関(C類)※3	×	×	×	×	×	×	-

○一般医療との両立のため、協定による確保病床の即応化の考え方を整理



○新興感染症の公表期間中には、DMAT等の医療従事者や介護職員の派遣を要請し、入院・移送調整を一元的に行うコントロールセンターを設置



※なお、実際に発生した感染症が、「事前の想定とは大きく異なる」場合、県はその感染症の特性に合わせて機動的な対応を行う。

Point6 外出自粛対象者の療養環境整備と宿泊施設等の確保【第7・第8・第9】

- 宿泊施設確保措置協定により有事の宿泊療養施設を確保(目標値 公表1カ月後までに62室確保 最大677室)
- 宿泊療養施設・高齢者用宿泊療養施設のほか、感染症患者であること理由に介護サービスを受けられず退院できない患者に対応する通所型療養施設を設置。
- 外出自粛対象者の健康観察については、患者のリスクで分類し、病院・診療所、薬局、訪問看護事業所、市町、民間事業者と連携して実施。
- 協力支援については、市町や民間事業者と連携して実施する体制構築に向け、平時から関係者と協議。

Point7 人材の育成【第7・第13】

- 医療従事者や消防職員・民間救急事業者等との感染管理に関する座学や実地訓練を実施。
- 新興感染症発生時における迅速な検査実施体制の確保のため、臨床検査技師会と連携した、検体の採取や核酸検出検査等の実践的な研修を実施。
- 感染管理専門家と連携し、高齢者施設等への研修会を実施し、施設間や保健所・医療機関等との協力・相談体制を構築。

1.協定関係

2.人材育成関係

1.協定関係

2.人材育成関係

各種体制確保にかかる目標の達成状況について②(目標の詳細)

目標の分類	具体的な目標の詳細
医療提供体制の確保に係る目標 <医療措置協定>	医療措置協定により確保した ①新興感染症(※)患者を入院させるための病床数 ②新興感染症に対応する発熱外来医療機関数 ③自宅・施設療養中の新興感染症患者に対して医療を提供する医療機関数 ④後方支援の医療機関数 ⑤医療人材派遣の人員数 ⑥2カ月分以上の個人防護具を備蓄する医療機関数
検査実施体制の確保に係る目標 <検査措置協定>	①衛生科学センター(地方衛生研究所)の新興感染症にかかる検査実施能力および検査機器の数 ②検査措置協定により確保した医療機関・民間検査機関の検査実施能力
宿泊施設の確保に係る目標 <宿泊施設確保措置協定>	宿泊施設確保措置協定により確保した新興感染症患者を療養させるための居室数
人材の養成に係る目標	①医療措置協定を締結した医療機関等の研修および訓練の実施・参加割合 ②県が実施する感染症の研修・訓練の回数
保健所の体制の確保に係る目標	①保健所業務を行うための確保人員数 ②必要な研修を受けたIHEAT登録者数

※感染症法に規定された新型インフルエンザ等感染症・指定感染症・新感染症

医療提供体制確保の目標対実績(総括)

	病院	診療所	薬局	訪問看護事業所
目標値 (A)	58機関 (全病院)	541機関	373施設	65事業所
4月末現在の 締結済数 (B)	54機関	476機関	603施設	23事業所
目標達成までの 必要数 (C) A-B	4機関	65機関	達成済	42事業所

医療措置協定締結の進捗状況について(病床)

		流行初期	流行初期以降
目標値 (A)	確保病床数	246床	466床
	内、重症用	31床	52床
4月末までの 締結数(B)	確保病床数	485床	612床
	内、重症用	37床	46床
目標達成までの 必要数(A-B)	確保病床数	達成済	達成済
	内、重症用	達成済	6床

特に配慮を要する患者に対応する医療機関		流行初期	流行初期以降
精神疾患を 有する患者	目標値	3機関	10機関
	4月末までの締結数	3機関	11機関
妊産婦	目標値	8機関	9機関
	4月末までの締結数	10機関	12機関
小児	目標値	8機関	13機関
	4月末までの締結数	11機関	14機関
障害者児	目標値	3機関	7機関
	4月末までの締結数	5機関	6機関

特に配慮を要する患者に対応する医療機関		流行初期	流行初期以降
認知症 患者	目標値	7機関	11機関
	4月末までの締結数	13機関	23機関
がん患者	目標値	8機関	11機関
	4月末までの締結数	12機関	19機関
透析患者	目標値	11機関	21機関
	4月末までの締結数	14機関	23機関
外国人	目標値	6機関	6機関
	4月末までの締結数	8機関	10機関

医療措置協定締結の進捗状況について(発熱外来)

			流行初期	流行初期以降	
				公表3カ月経過時点	公表後6カ月以内
第一種・第二種 感染症指定 医療機関	目標値	A	7機関	7機関	7機関
	令和7年4月末までの締結数	B	7機関	7機関	7機関
	目標達成までの必要数	A-B	達成済	達成済	達成済
病院	目標値	A	8機関	17機関	46機関
	令和7年4月末までの締結数	B	27機関	39機関	43機関
	目標達成までの必要数	A-B	達成済	達成済	3機関
診療所	目標値	A	—	—	541機関
	令和7年4月末までの締結数	B	54機関	363機関	453機関
	目標達成までの必要数	A-B	—	—	88機関

発熱外来の圏域別分析

圏域別内訳	流行初期	流行初期以降			<参考> コロナの 1日当たり 最大発生 患者数内訳 (※)
	内、確保措置 対象	公表3カ月 経過時点	公表後 6カ月以内	対応可能 患者数計	
大津保健医療圏 (大津市保健所管轄地域)	20機関 (12機関)	114機関	138機関	1,249人	452人
湖南保健医療圏 (草津保健所管轄地域)	27機関 (19機関)	127機関	150機関	1,858人	1,084人
甲賀保健医療圏 (甲賀保健所管轄地域)	7機関 (7機関)	33機関	44機関	551人	493人
東近江保健医療圏 (東近江保健所管轄地域)	20機関 (13機関)	59機関	71機関	937人	325人
湖東保健医療圏 (彦根保健所管轄地域)	7機関 (6機関)	27機関	34機関	<u>408人</u>	<u>410人</u>
湖北保健医療圏 (長浜保健所管轄地域)	7機関 (7機関)	38機関	52機関	570人	410人
湖西保健医療圏 (高島保健所管轄地域)	3機関 (3機関)	18機関	24機関	247人	97人

※県内でコロナ患者が1日当たりの最大発生者数3,271名(県外等患者10名除く)を記録した2022年8月19日の圏域別内訳 10

医療措置協定締結の進捗状況について(自宅療養者等)

			協定締結 機関数	左記、病院・診療所の内、 特に配慮を要する患者の 病院・診療所数		協定締結 機関数	
病院・ 診療所	目標値	A	325機関	妊産婦	目標値	A	29機関
	4月末までの 締結数	B	445機関		4月末までの 締結数	B	18機関
	目標達成までの 必要数	A-B	達成済		目標達成までの 必要数	A-B	11機関
薬局	目標値	A	373施設	透析 患者	目標値	A	33機関
	4月末までの 締結数	B	603機関		4月末までの 締結数	B	33機関
	目標達成までの 必要数	A-B	達成済		目標達成までの 必要数	A-B	達成済
訪問看護 事業所	目標値	A	65事業所	小児	目標値	A	26機関
	4月末までの 締結数	B	23事業所		4月末までの 締結数	B	151機関
	目標達成までの 必要数	A-B	42事業所		目標達成までの 必要数	A-B	達成済

訪問看護事業所の協定締結数目標達成に向けた方策について

R 7. 1. 21の連携協議会において、「病院系（市町設置型含む）」「市町（社協含む）設置型」の事業所から、協定締結の依頼予定と報告したところ

（懸案事項）

病院内の訪問看護事業所は、病院内の1部門であることが多く、「訪問看護ステーションとしてはOKですが、病院の感染制御部に話してほしい」との要望もあり

（今後の推進方策）

病院系の訪問看護事業所には、病院の医療措置協定締結担当者を通じて、訪問看護事業所の協定締結推進を図る

R6.9.11 看護協会内「訪問看護支援センター」をとおして、**全訪問看護事業所に再周知**（リーフレットメール送付）

滋賀県内の訪問看護事業所の皆様へ

次期新興感染症発生・まん延時に備え 県と協定の締結をお願いします

感染症法により、あらかじめ県と事業所の管理者様との間で訪問看護や健康観察等の対応内容について「医療措置協定」で決めておくことが求められています。

訪問看護事業所の医療措置協定で定める内容

<医療措置の内容>

医療措置の内容は「**平時からの利用者のみ**」「**新規対応可能**」を選択することが可能です。

【必須】 自宅療養者の居所への訪問看護が可能

【任意】 自宅療養者の居所への訪問による健康観察が可能

【任意】 電話やオンラインによる健康観察が可能

（その他）高齢者施設等への対応可否

<医療措置以外の内容>

【任意】 个人防护具(PPE)の備蓄（可能な限り2か月分以上）

【必須】 年1回以上の研修・訓練の実施・参加の努力規定

<協定を締結しておくこと…>

☑ 県から新興感染症対応の研修の案内が届き、参加することができます。

☑ 新興感染症発生時の医療措置に要する費用は、発生した感染症の性状に合わせて補助金が創設された場合に、予算の範囲内で補助金を申請することができます。

●お申込みについてはこちら(しがネット受付サービス)



URL:
<https://ttzk.graffer.jp/pref-shiga/smart-apply/apply-procedure-alias/houkankyoutei>

●制度の詳細をご覧になりたい方はこちら(滋賀県HP)



URL:
<https://www.pref.shiga.lg.jp/ippan/kenkouiryouhukushi/yakuji/334168.html>

5月1日現在の訪問看護事業所の協定締結状況

令和7年5月1日現在の訪問看護事業所の協定締結リスト

大津	訪問看護ステーションヴィーナス24
大津	訪問看護ステーション坂本
大津	訪問看護ステーションビジット大津
大津	ワンモア訪問看護リハビリセンター大津事業所
湖南	ライフパートナー訪問看護ステーション
湖南	リニエ訪問看護ステーション草津
湖南	SOU訪問看護ステーション守山
湖南	守山市社会福祉協議会訪問看護事業所
湖南	あうん訪問看護栗東
湖南	訪問看護ステーションウィング
甲賀	訪問看護ステーション オリーブのさと
甲賀	訪問看護ステーション甲賀
甲賀	訪問看護ステーションまごころ
甲賀	ぼだいじ訪問看護ステーション
東近江	公益社団法人滋賀県看護協会訪問看護ステーション
東近江	ワンモア訪問看護リハビリセンター
東近江	訪問看護ステーション オリーブ
東近江	訪問看護ステーションヴォーリス
東近江	訪問看護ステーションすばる
東近江	訪問看護ステーションゆげ
湖東	訪問看護ステーションココエル 滋賀
湖東	訪問看護ステーションここあ
湖北	長浜赤十字訪問看護ステーション

23事業所

5/1現在の医療措置協定締結数

種別	締結数	目標数	進捗率
病院	54	58	93.1%
診療所	476	541	87.9%
薬局	603	373	達成済
訪問看護事業所	23	65	35.3%

協定締結済みの市町開設系（社協開設含む）、病院開設系の事業所は、4事業所に留まっている。

今後の訪問看護事業所の協定締結推進リスト

病院関係・市町等関係の未締結の訪問看護事業所		公的区分	開設者	
大津	大津市民病院訪問看護ステーション	病院系	公立	大津市民病院
	華頂会訪問看護ステーション	//		華頂会(琵琶湖養育院病院)
	琵琶湖大橋病院訪問看護ステーション	//		琵琶湖大橋病院
	独立行政法人地域医療推進機構滋賀病院附属訪問看護ステーション	//	国立	JCHO滋賀病院
湖南	滋賀県済生会訪問看護ステーション	//	公的	済生会滋賀県病院
	栗東市訪問看護ステーション	市町系	公立	栗東市(済生会へ運営委託)
	草津市訪問看護ステーション	病院系	(社会医療法人)	誠光会(淡海医療C)
	市立野洲病院訪問看護ステーション	市町系	公立	野洲市(市立野洲市民病院)
	滋賀県済生会訪問看護ステーション草津	病院系	公的	済生会滋賀県病院
甲賀	近江草津徳洲会訪問看護ステーション	//		徳洲会
	甲賀市社協訪問看護ステーション	社協系		甲賀市社会福祉協議会
	こうせい訪問看護ステーション	病院系		美松会(生田病院)
	湖南市訪問看護ステーション	市町系	公立	湖南市
	甲南病院訪問看護ステーション	病院系		仁生会(甲南病院)
東近江	公立甲賀病院訪問看護ステーション	//	公立	公立甲賀病院
	看護小規模多機能型居宅介護 友愛の家 ヴォーリス	//		近江兄弟社(ヴォーリス記念病院)
湖東	訪問看護ステーションレインボウとよさと	//		豊郷病院
	訪問看護ステーションレインボウひこね	//		//
	友仁訪問看護ステーションすずらん	//		友仁会(友仁山崎病院)
	友仁訪問看護ステーション河原町	//		//
湖北	長浜病院訪問看護ステーション	市町系	公立	長浜市(市立長浜病院)
	湖北病院訪問看護ステーション	//	公立	長浜市(湖北病院)
	アンタレス訪問看護ステーション	病院系		青祥会(セフィロト病院)
湖西	あいりん訪問看護ステーション	//		愛隣園(今津病院)
	高島市訪問看護ステーション	市町系	公立	高島市(高島市民病院)
	マキノ病院訪問看護ステーション	病院系		マキノ病院

医療措置協定締結の進捗状況について(後方支援・人材派遣)

後方支援の協定			医療機関数
病院	目標値	A	58機関
	4月末までの締結数	B	54機関
	目標達成までの必要数	A-B	4機関
有床診療所	目標値	A	30機関
	4月末までの締結数	B	10機関
	目標達成までの必要数	A-B	20機関

人材派遣の協定			医療機関数
病院	目標値	A	29機関
	4月末までの締結数	B	34機関
	目標達成までの必要数	A-B	達成済
診療所	目標値	A	—
	4月末までの締結数	B	27機関
	目標達成までの必要数	A-B	—

確保人員数		医師	看護師	その他
目標値	A	14人 (13人)	67人 (52人)	13人 (13人)
4月末までの協定による人員確保数	B	39人 (13人)	92人 (53人)	30人 (20人)
目標達成までの必要数	A-B	達成済	達成済	達成済

医療提供体制の確保目標対実績(PPE備蓄)

	病院	診療所	訪問看護 事業所	計 S
4月末現在の 協定締結医療機関数	54機関	463機関	23事業所	540
(再掲) 協定締結機関数目標	58機関	594機関	65事業所	717
	病院	診療所	訪問看護 事業所	計 S'
4月末現在の 2カ月分以上備蓄する 旨の協定を締結した 医療機関数	38機関	191機関	3事業所	232
	目標値 A	12月末現在締結している 医療機関における割合 B=S'/S	目標達成までの 必要数 C=A-B	
2カ月分以上備蓄する 医療機関の割合	80%	42.9%	37.1%	

医療措置協定に基づく実施状況等の報告のとりまとめ①

医療措置協定を締結した医療機関は、感染症法および締結した協定に基づき、「協定の実施状況等」を報告することが義務付けられている。

「平時(新興感染症発生時以外)の報告」→年次調査(年1回)

「有事(新興感染症発生時)の報告」→病院・有床診療所 日次調査(毎日)

→診療所・薬局・訪問看護事業所 週次調査(毎週)

医療措置協定

第9条 (協定の実施状況等の報告)

医療機関の管理者は、都道府県知事から本協定に基づく措置の実施の状況および当該措置に係る当該医療機関の運営の状況その他の事項について報告の求めがあったときは、速やかに当該事項を報告するものとする。この場合において、電磁的方法(G-MIS)により報告を行う(よう努める)。

第10条 (平時における準備)

医療機関の管理者は、医療の措置を迅速かつ的確に講ずるため、平時(新型インフルエンザ等感染症等の発生前)において、年1回以上、次に掲げる準備を行うよう努めるものとする。

- 一 医療機関において、最新の科学的知見に基づいた適切な知識を本協定の措置の実施に関わることが見込まれる医療従事者等が習得することを目的として、研修を実施する、または外部の機関が実施する医療機関向け研修に当該医療従事者等を参加させること。
- 二 措置を講ずるにあたっての訓練を、乙の医療機関において実施する、または、外部の機関が実施する訓練に本協定の措置の実施に関わることが見込まれる医療従事者等を参加させること。
- 三 措置を講ずるにあたっての医療機関における対応の流れを点検すること。

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号)

第36条の5第4項 協定の実施状況等の報告を受けた都道府県知事は、当該報告の内容を、電磁的方法により厚生労働大臣に報告するとともに、公表しなければならない。

医療措置協定に基づく実施状況等の報告のとりまとめ②

令和6年度調査(12/9～1/10実施)の概要

78.9% = 報告済数 864機関 / 協定締結済数 1,095機関

医療措置協定の内容の確認、実際のPPE備蓄量、かかりつけ患者以外の受け入れ可否、オンライン診療の可否、オンライン服薬指導の可否、研修・訓練の実施状況などを、医療機関等情報支援システム(G-MIS)により調査を実施

	病院	診療所	薬局	訪問看護事業所
調査時点(12/9) の協定締結数 (A)	51機関	447機関	580施設	17事業所
平時対応の 報告数 (B)	43機関	280機関	529施設	12事業所
回答率 (B/A)	84.3%	62.6%	91.2%	70.5%

検査実施体制の確保目標対実績(衛生科学センター)

県・大津市 共通	目標値 (※)	現在値
1日あたりPCR検査実施可能件数	420件/1日	210件/1日
整備するPCR検査機器の数	6台	3台
1週あたりゲノム解析実施可能件数	100件/1週	30件/1週

※衛生科学センターの再整備後の目標値(令和9年度供用予定)

検査実施体制の確保目標対実績(検査措置協定)

県・大津市 共通	流行初期			流行初期以降		
	医療機関	民間 検査機関	計	医療機関	民間 検査機関	計
目標値 (A)	/	/	180 件/日	/	/	4,080 件/日
4月末現在の 確保検査実施件数 (B)	610 件/日	2,360 件/日	2,970 件/日	1,521 件/日	4,100 件/日	5,621 件/日
(参考) 協定締結機関数	36機関	4機関	40機関	140 機関	4機関	144 機関
目標達成までの 必要数 C=A-B	/	/	達成済	/	/	達成済

宿泊施設の確保目標対実績(宿泊施設確保措置協定)

県・大津市 共通	流行初期	流行初期以降
目標値 (A)	62室	677室
4月末現在の 確保居室数 (B)	62室	236室
(参考) 協定締結施設数	1施設	2施設
目標達成までの 必要数 $C = A - B$	達成済	441室

感染症危機に対応するための協定締結状況(感染症法協定以外)

協定種別	概要	締結した相手方・協定数等
消防との移送協定	<p>コロナ発生前から、エボラ等の一類感染症を対象としていた協定を締結していたが、今回各保健所が締結しなおす協定では、一類感染症だけでなく、二類感染症・新型インフルエンザ等感染症・指定感染症・新感染症を移送の対象感染症に追加。</p>	各消防本部
民間移送事業者との協定	<p>新興感染症の発生等の感染症有事に迅速に移送体制を整備できるよう、新興感染症発生時に移送の委託に係る契約の協議に応じることを定めた協定。</p>	<p>民間救急事業者……………4者締結済 介護タクシー事業者…10者締結済 タクシー事業者……………11者締結済</p>
職能団体との協定	<p>職能団体と平時からの新興感染症の備えと新興感染症発生時の各種取組の協力等を定めた協定。</p>	<p>滋賀県医師会 滋賀県歯科医師会 滋賀県臨床検査技師会</p>
食料小売事業者との協定	<p>次期新興感染症発生およびまん延時に自宅療養者等への迅速な食料品の提供が行える体制を構築する目的で、確保する食料品の内容等を予め定めておく協定。</p>	1者締結済・3者調整中
配送事業者との協定	<p>次期新興感染症発生およびまん延時に自宅療養者等への迅速な食料品の提供が行える体制を構築する目的で、食料品の配送手段を平時から確保しておく協定。</p>	3者調整中

1.協定関係

2.人材育成関係

【研修】人材養成に係る目標対実績

国実施の研修の参加目標

NO.	研修の名称一覧	参加目標	参加実績
A	検査部門の職員向け	各年1回 以上	参加予定
B	疫学部門の職員向け		参加済

県の研修の実施目標

	計画記載の研修の種別一覧	研修実施目標
I	医療機関等	年1回以上
II	高齢者施設・障害者施設	
III	検査担当従事者	
IV	学校・園の職員	
V	IHEAT登録者	
VI	保健所職員	
VII	県職員等	
VIII	県民	

令和7年度研修予定

研修会名	開催時期	医療機関	薬局	訪問看護事業所	高齢者施設 障害者施設 (入所系)	高齢者施設 障害者施設 (通所系)	歯科	臨床 検査技師	IHEAT	学校・園	県民	保健所
滋賀県感染制御ネットワーク研修	9～10月予定	○	○	○	○	○	○	○	○			○
滋賀県感染制御ネットワーク研修 (公開講座)	11月予定	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
感染制御リーダー研修 (座学・実地研修)	第1回 6月21日 第2回 7月24日 第3回 8～11月				○							○
感染対策ラウンド研修	令和7年10月～ 令和8年1月予定				○							○
感染対策基礎研修 (e-ラーニング・ オンデマンド配信)	8～9月配信予定	○	○	○	○	○	○	○	○			○
保健所職員向け研修 (SOIC)	5月～隔月 (全6回)							○ (一部)				○
PCR検査研修	未定							○				
肝炎コーディネーター 研修	未定	○	○				○	○	○			
学校等で予防すべき 感染症研修会	未定									○		○

(参考)令和6年度研修風景①

滋賀県感染制御ネットワーク
研修会



新型インフルエンザ等感染症
を見据えた検体採取研修会

(参考)令和6年度研修風景②



滋賀県感染制御リーダー研修



第1日目
感染対策を考慮した
オムツ交換・PPE着脱
等の実技演習



受講者施設を利用した
施設ラウンド実技



ゾーニング実技

【訓練】人材養成の目標対実績

県が実施する訓練の実施目標と予定

訓練の名称一覧	実施予定
新興感染症の発生を想定した訓練 (年1回以上)	感染症対策総合訓練・・・詳細議題6 (長浜赤十字病院を中核とした、初期の湖北の感染症医療提供体制の立ち上げ訓練を予定)
IHEAT登録者向け訓練 (年1回以上)	IHEAT登録者向け研修と一緒に実施

各保健所が実施する訓練の実施目標と予定

訓練の名称一覧	実施予定
感染症有事を想定した訓練	・保健所における初動対応訓練 上記内容等の感染症有事を想定した訓練を各保健所にて1回以上実施予定

保健所体制確保の目標対実績

保健所の業務を行う人員確保数

県設置保健所
合計確保人員数

350人



保健所名称

確保人員数

保健所名称

確保人員数

草津保健所

108人

彦根保健所

57人

甲賀保健所

46人

長浜保健所

46人

東近江保健所

70人

高島保健所

23人

大津市保健所確保人員数

76人

※県は、保健所本務150人、応援職員200人の計350人の人員を設定し、
必要な地域保健対策を継続して保健所機能を維持するための人員数を設定
※大津市は感染症対応業務に従事する人員数を設定

IHEAT要員で必要な研修を受けたものの確保数

県・大津市
合計確保人員数

100人



県・大津市の区分

保健所名称

確保人員数

県

草津保健所

24人

甲賀保健所

12人

東近江保健所

16人

彦根保健所

12人

長浜保健所

10人

高島保健所

6人

大津市

大津市保健所

20人

令和6年度
IHEAT研修
受講者数

12人

IHEAT
登録者数
5/9現在

45人